

行政法 第2回 [5]

問題文

X 1 及び X 2 は夫婦であり、A は X 2 の姉の内縁の夫である。A は、X 1 及び X 2 に無断で、自己所有の甲土地につき、平成 2 1 年 6 月 1 0 日、X 1 名義に所有権移転請求権保全の仮登記を、また、同じく自己所有で、甲土地上にある乙建物につき、平成 2 5 年 1 1 月 1 3 日、X 2 名義に所有権移転登記を経由した。その後、A は、自己の債務を返済するため甲土地を売却することを思い立ち、平成 2 6 年 2 月 2 日、X 1 名義の仮登記を本登記に切り替え、乙建物を X 2 から X 1 に所有権移転の登記を経由したうえ、X 1 から作成名義の売買契約書等を偽造し、同年 3 月 2 6 日、甲土地を第三者に売り渡した。

税務署長 Y は、平成 2 6 年 1 1 月 2 0 日、X 1 につき甲土地売買による譲渡所得、X 2 につき乙建物の X 1 への譲渡による所得があったものとして課税処分を行い、さらに所定の手続を経て X 1 所有の土地を差し押さえる滞納処分を行った。

平成 2 9 年 9 月 1 1 日、X 1 及び X 2 は、上記課税処分及び滞納処分を争いたいと考えたが、法定の出訴期間を徒過したため取消訴訟を提起することができなかったことから、上記課税処分の無効確認訴訟を提起した。

この訴訟において、X 1 及び X 2 の請求が認められるか、論じなさい。なお、訴訟要件については検討しなくてよい。

解説

※ 本問は、最判昭 48.4.26 を素材とする問題である。

取り消し得べき行政行為と無効な行政行為の区別について判例は、重大明白説に立つといわれている（最判昭 36.3.7）。

しかし、判例は、常に要件として明白性を要求しているわけではなく、本問のような課税処分の場合には、明白性を不要とすることがある。

前掲最判昭 48.4.26 は、「課税処分につき当然無効の場合を認めるとしても、このような処分については……出訴期間の制限を受けることなく、何時まででも争うことができることとなるわけであるから、更正についての期間の制限等を考慮すれば、かかる例外の場合を肯定するについて慎重でなければならないことは当然であるが、一般に、課税処分が課税庁と被課税者との間にのみ存するもので、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要のないこと等を勘案すれば、当該処分における内容上の過誤が課税要件の根幹についてのそれであって、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお、不服申立期間の徒過による不可争的效果の発生を理由として被課税者に右処分による不利益を甘受させることが、著しく不当と認められるような例外的な事情のある場合には、前記の過誤による瑕疵は、当該処分を当然無効ならしめる……。」とした上で、具体的な解決として、「Xらとしては、いわば全く不知の間に第三者がほしいままにした登記操作によって、突如として譲渡所得による課税処分を受けたことになるわけであり、かかるXらに前記の瑕疵ある課税処分の不可争的效果による不利益を甘受させることは、たとえば、Xらが上記のような各登記の経由過程について完全に無関係とはいえず、事後において明示又は黙示的にこれを容認していたとか、又は右の表見的権利関係に基づいてなんらかの特別の利益を享受していた等の、特段の事情がないかぎり、Xらに対して著しく酷である……。」「しかも、本件のごときは比較的稀な事例に属し、かつ、事情の判明次第、真実の譲渡所得の帰属者に対して課税する余地もありうる……ことからすれば、かかる場合に当該処分の表見上の効力を覆滅することによって徴税行政上格別の支障・障害をもたらすともいい難いのであって、彼此総合して考察すれば、……本件は、課税処分に対する通常の救済制度につき定められた不服申立期間の徒過による不可争的效果を理由として、なんら責むべき事情のないXらに前記処分による不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような例外的事情のある場合に該当し、前記の過誤による瑕疵は、本件課税処分を当然無効ならしめる……。」として無効を肯定した。

答案構成

第1 本件課税処分の瑕疵について

甲土地及び乙建物の売買は存在しない

↓

本件課税処分には，課税要件が存在しない

第2 無効事由の有無について

1 無効事由は法定されていない

↓

2 重大明白説

↓

(a)課税要件の根幹について過誤がある等，瑕疵が極めて重大で

(b)それにより被る被害が重大であり

(c)第三者の信頼保護にさしたる影響がない場合には

例外的に明白性の要件は不要

↓

3 あてはめ

第3 結論

X 1 及び X 2 の請求は認められる

模範答案

- 1 第1 本件課税処分 of 瑕疵について
- 1 Yは、X1につき甲土地売買による譲渡所得、X2につき乙建物のX1への譲渡による所得があったものとして課税処分を行っている。
しかし、甲土地及び乙建物の売買は、いずれも存在せず、AがX1及びX2に無断で行った登記簿上の操作にすぎないため、両名とも何らの所得を得ていない。
- 2 したがって、本件課税処分には、課税要件が存在しないという瑕疵がある。
- 第2 無効事由の有無について
- 1 上記瑕疵が無効事由となるか否かが問題となるところ、行政事件訴訟法では、いかなる場合に無効事由となるかは法定されていない(同法36条参照)。そこで、どのような場合に行政行為が無効となるかが問題となる。
- 2(1) 公定力・不可争力の趣旨は、行政目的の早期実現、行政関係の安定、円滑な行政運営の確保に求められる。そうだとすれば、行政行為の無効が認められるのは、そのような行政目的の達成を否定してもなお、国民の権利救済の必要性が高い場合に限られるべきであるから、①瑕疵が重大であることが必要となる。また、第三者の信頼保護の観点から、②瑕疵が明白であること、すなわち処分の外形上客観的に誤認が認識できる場合であることも要件となるのが原則である。
- (2) もっとも、国民に不可争的な効果を負わせることが不当であり、また、第三者の信頼保護が問題とならないような場合にまで、②明白性を要求する必要はない。
- そこで、(a)課税要件の根幹について過誤がある等、瑕疵が極めて重大で、(b)それにより被る被害が重大であり、(c)第三者の信頼保護にさしたる影響がない場合には、例外的に②明白性の要件は不要であると解する。
- 3(1) 本問では、①本件課税処分の瑕疵は、課税処分の基礎となった譲渡所得の不存在であって、課税要件の根幹について瑕疵があることとなるから、瑕疵が重大であるといえる。
もっとも、②X1及びX2が行ったとされる売買契約については、Aによって現実に移転登記がなされているから、売買契約が存在であることは、外形上客観的に認識できるものとはいえない。そのため、本件課税処分を基礎付ける譲渡所得が存在することも外形上客観的に認識できるものではない。
したがって、課税処分の過誤が明白とはいえない。
- (2) しかしながら、(a)①でも述べたように、本件課税処分の瑕疵は、課税要件の根幹について過誤がある等、瑕疵が極めて重大であり、(b)X1及びX2が全く不知の間にAが行った登記操作によって突如として譲渡所得による課税処分を受けることは、X1及びX2にとって極めて酷であり、それにより被る被害が重大であるといえる。
また、(c)一般に、課税処分が課税庁と被課税者との間のみ存するもので、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要のないことからすれば、本件は、第三者の信頼保護にさしたる影響がない場合

3

とすることができる。

- (3) 以上より、本件では、例外的に明白性の要件が不要な場合といえ、無効事由が存在するといえる。

第3 結論

よって、X 1 及びX 2 の請求は認められる。

以 上

4